

中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和7年10月号）

1. 中之条署管内の労働災害発生状況

令和7年1月から9月までの期間に発生した労働災害（休業4日以上）について、49件の報告を受けました。

令和7年1月以降の労働災害は約35%が転倒災害によるものですので、業種を問わず引き続き転倒災害の被害に遭わないよう、「滑り」「つまづき」「踏み外し」には注意していきましょう。

また、今年の熱中症の法改正に関して、熱中症対策と体制整備をご対応いただきありがとうございます。今年の中之条署管内では、休業4日以上等の重症化した熱中症患者の報告はありませんでした。10月1日以降はWBGT値が28を下回る気候となりました。

17	10	8	2
転倒	墜落・転落	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ
1	5	1	5
飛来・落下	激突され	交通事故	その他

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

ストレスチェックで現在努力義務とされている50人未満の事業場についても実施を義務とする改正法令が令和7年5月14日に公布されました。施行期日は、50人未満の事業場の負担等に配慮して、施行までの十分な準備期間を確保するため、公布後3年以内に政令で定める日とされています。ストレスチェック制度の体制整備のご対応をお願いします。

なお、50人以上の事業場に義務づけられているストレスチェック結果の労働基準監督署への報告¹⁾については、50人未満の事業場には義務付けられていません。

1) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

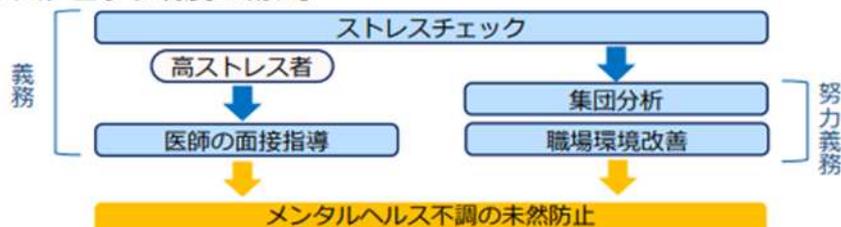
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



労務関係・安全衛生関係の質問・相談は、お気軽に下記連絡先まで御連絡・御相談ください。

中之条労働基準監督署 0279 - 75 - 3034

所在地 吾妻郡中之条町大字中之条町 664 - 1